

市内介護保険事業者の皆様

## 各種届出が令和8年4月1日より 原則、電子申請となります！

厚生労働省は、介護分野の文書に係る負担軽減の取組の一環として、「電子申請・届出システム」を整備し、令和4年11月28日から運用を開始しています。

本市では、令和5年6月1日から地域密着型サービスについて電子申請での受付を開始し、令和6年度からは総合事業も加わり、**全サービスにおいて、変更届や指定更新申請等を電子申請で行っております。**

介護保険法施行規則（165条の7）の規定に基づき、

**令和8年4月1日より「電子申請・届出システム」の利用が原則化されます。**

本市では、令和8年度4月1日以降の各種届出について、次のとおり取り扱うこととしますので、お早めの準備をお願いいたします。



### ◆令和8年4月1日以降の取り扱い

#### 1 加算・減算・変更・休止・再開届

原則、電子申請とします。やむを得ない事情により、電子申請できない場合は、誓約書（様式あり）を提出すれば、電子申請以外の申請でも受け付けます。ただし、GビズIDの取得手続きは、申請日から3か月以内に完了してください。

#### 2 新規指定

原則、電子申請とします。60日前の事前相談時に電子申請できるかを確認し、やむを得ない事情により電子申請できない場合は、誓約書を提出すれば、電子申請以外の申請でも受け付けます。ただし、GビズIDの取得は、指定日に間に合うように取得手続きを完了してください。

#### 3 次回以降の申請又は届出

次回以降の申請又は届出が電子申請でない場合は、当該申請又は届出を受け付けないこととします。

※申請日から3か月間は、GビズID取得期間とするため、電子申請以外の方法での申請又は届出も受付します。

※やむを得ない事情とは、電子機器を備えていない、災害等により電子機器を使用することができない等の事態を想定しています。

◆利用方法

- (1) 電子申請・届出システムにアクセスします。  
(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>)
- (2) はじめて利用する場合は、G ビズ ID を作成してください。  
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)  
※アカウント取得まで時間を要する可能性があります。
- (3) 『申請届出メニュー』から、申請したい内容を選択してください。

※電子申請・届出システムログイン画面上部の「ヘルプ」から操作マニュアルを  
ご覧いただけます。

◇秦野市ホームページ：

ホーム > 医療・健康・福祉 > 介護 > 介護保険サービス事業者の方へ > 各種届出（指定・  
変更等） > 介護保険サービス事業所の電子申請（指定・変更等）